

奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)の概要

1. 目的

本法は、奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

2. 経緯

- ・昭和29年5月24日 地方行政委員会提出法案（保岡武久ほか24名提出）
（提案理由）
奄美群島の復帰に伴い、同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図るとともに住民の生活の安定に資するために、特別措置としての総合的な復興計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する必要がある。
- ・昭和29年6月21日 公布
- ・以降概ね5年毎に延長（内閣提案）され、直近改正は平成16年3月31日

3. 概要

- (1) 奄美群島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）
国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長と協議して、基本方針を定める。（平成16年度を初年度とし、5箇年を目途。）
- (2) 奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）
鹿児島県は、基本方針に基づき、市町村の作成した振興開発計画案の内容を反映させるように努めつつ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の同意を得て、振興開発計画を定める。（平成16年度を初年度とし、5箇年を目途。）
- (3) 支援措置
公共事業に係る補助率のかさ上げ等
地方債についての配慮
医療の確保等についての配慮
交通の確保等についての配慮
農林水産業の振興についての配慮
情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に係る配慮
高齢者の福祉の増進についての配慮
教育の充実に係る配慮
地域文化の振興等についての配慮
地域間交流の促進についての配慮
人材の育成についての配慮
地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置
- (4) 税制上の措置
所得税及び法人税に係る特別償却制度
（租税特別措置法第12条第1項、第45条第1項）
奄美群島振興開発基金に係る非課税措置
（所得税法第11条第1項、法人税法第4条第3項、印紙税法第5条第2号、登録免許税法第4条第1項、第5条第1号、地方税法第72条の4第1項第2号）
- (5) 奄美群島振興開発基金の設置
振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給する等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完する。
なお、平成16年10月に独立行政法人へと移行する。

4. 法律の期限

平成21年3月31日